

利用上の注意

この報告書は、平成 20 年 11 月 1 日現在で実施された「2008 年漁業センサス」（農林水産省指定統計第 67 号）のうち、本市が調査を実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）結果について、静岡県との協力を得て取りまとめたものである。

1 調査の目的

漁業の生産構造及び就業構造を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の期日

平成 20 年 11 月 1 日現在（前回調査 平成 15 年 11 月 1 日現在）

3 調査の対象（本報告書収録分）

海面漁業調査

海面に沿う市町の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体で農林水産大臣が必要と認める者

4 海面漁業調査調査事項（本報告書収録分）

漁業経営体に関する事項

ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

5 主な用語の説明

(1) 漁業経営体

調査期日前 1 年間に、利潤又は生活の資を得るために生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人漁業経営体は、本調査の対象としない。

(2) 経営体階層

漁業経営体が「過去 1 年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去 1 年間に使用した漁船のトン数」により分類したもの。また、経営体階層を次の 3 漁業層に区分している。

沿岸漁業層：漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層：動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層：動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

(3) 経営体の専兼業分類

専業：個人経営体で満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。

第1種兼業：個人経営体で満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

第2種兼業：個人経営体で満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

(4) 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

(5) 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

(6) 漁業地区名

湖面浜松…旧篠原村、旧和地村、旧伊佐見村、旧庄内村を合わせた地域

遠州浜松…上記以外の旧浜松市内の地域

舞阪、雄踏、細江、三ヶ日…それぞれ旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧三ヶ日町の地域

6 数値及び記号の表示

(1) この数値は概数であり、後日公表する確定数と相違する場合がある。

(2) 構成比については端数四捨五入のため、内訳と一致しないことがある。

(3) 記号

「－」：事実のないもの

「0」：端数四捨五入による単位未満のもの

「△」：マイナスであることを示す

「x」：秘密保護上数値を公表しないもの